

多文化家族訪問教育 事前説明会



目次

- 1 サービスの種類
- 2 お申込み方法および授業の進め方
- 3 サービス中断および延長
- 4 サービスの利用規則

訪問教育サービスの種類



韓国語教育サービス

生活で使う言葉を身につけ、文化を理解できるように体系的な レベル別韓国語教育サービスを提供

対象

■ 最初の入国5年以下の結婚 移民者や中途入国子女

(ただし、入国5年以上が経過 した場合でも、妥当な理由が ある場合、自治体長との協議 の上、サービス支援が可能)

教育期間

- 週 2回
- 2時間授業 (20分休憩時間含む)
- 総 80会期進行(約 10ヶ月)

教育内容

- 韓国語教育 1~4段階
- 語彙、文法、トーキング、 文化

訪問教育サービスの種類



父母教育サービス

言語·文化の違いなどで子育てに困らないよう、結婚移民者の両親に親教育サービスを提供

対象

- 妊娠・出産・乳幼児期 (妊娠中~生後12ヶ月以下)
- 幼児期

(12ヶ月以上~48ヶ月以下)

児童期 (48ヶ月超過~12歳以下) 子どもがいる結婚移民者

教育期間

- 週 2回
- 2時間授業 (20分休憩時間含む)
- 生涯周期別各1回、40回進行 (約5ヶ月)

教育内容

- 予育ての支援のための父母教育
- 家族相談および情緒支援サービス
- その他の韓国生活に必要な情報 提供

訪問教育サービスの種類



こどもの生活サービス

自我·情緒·社会性発達に困難を経験しないよう多文化家族の こどもにこどもの生活サービスを提供

対象

- ■満3歳~12歳の多文化家族の こども、中途入国子女(但し、 小学校に在学中の児童の場合、 満12歳を超過しても事業対象 に含まれる)
- 中途入国子供は、 こどもの生活/韓国語選択1

教育期間

- ■週2回
- 2時間授業 (20分の休憩時間を含む)
- 総 80会期進行(約 10ヶ月)

教育内容

- 認知領域:読書コーチング、 宿題指導、発表討論
- 自我情緒社会領域:自我情緒
- 文化力量強化領域:文化認識
- 市民教育領域:基本的な生活習慣

お申込み方法および授業の進め方



訪問教育の申請

- 1. センター会員登録(必要書類:家族関係証明書、外国人登録証のコピー)
- 2. 訪問教育サービスの申請* 状況によって待機になることがあります
- 3. 住民センター訪問 社会福祉サービスおよび 給与提供(変更)申請書作成 ➡ 所得判定 ➡ 判定結果(無料または69,920ウォン発生)
- 4. 訪問教育指導士に連携

お申込み方法および授業の進め方



授業の進め方

- 1. 訪問教育指導士対象者家庭に連絡 ➡ 授業日程調整 ➡ 訪問教育指導士家庭訪問保護者相談 初期面接紙作成 ➡ 対象者事前評価進行(レベルテスト)
- 2. 本人負担金基準中位所得150%超過家庭(本人負担金発生)、月8回基準(69,920ウォン)本人負担金を入金した後、授業進行

例:3月8日授業開始予定の場合、1週間前の3月2日までの賃金

サービス中断および延長



サービス中断

- 1. 利用者のサービス中止要請
- 2. サービス利用制限による中止処理
 - ① 不正受給
 - ② 訪問教育指導士に身体的・精神的被害を誘発する場合
 - ③ センター及び訪問教育指導士と事前協議なく授業時間を3回以上破った場合
 - ④ 利用料金未前払い時(有料対象者)

サービス中断および延長



サービス延長

- 延長ができるサービス:韓国語教育、こどもの生活サービス
- 延長期間:追加1回(最大6ヶ月、40回期)延長可能
- 特例対象:多子女家庭(3児以上)、家族構成員のうち障害のある家庭、基礎生活受給対象家庭、 ひとり親家庭

サービス利用規則



- I. サービス利用は重複禁止です。
- 1) 他の訪問教育サービス(韓国語教育、保護者教育)子供生活サービス同時提供不可
- 2) 既存の子供生活サービス利用者の場合、追加提供不可
- 3) センター内の言語発達サービス、韓国語教育(集合)の同時利用不可
- 2. 授業の延期、日程の変更は、1週間前に必ず相談してください。
- 3. サービスの一時中断時は、必ずセンターの担当者を通じて中断申請書を作成してください。
- 4. 申請したサービス期間又は会期をすべて満たすことができずにサービスが終了した場合であっても、サービスが1回提供されたものであるため、今後のサービスの提供はできなくなります。
- ※ ただし、サービス中断(中止)事由が出産、母国訪問など特別な事由に該当する場合、1回に限り、証拠資料提出時に残った会期サービスを提供可能